

知らないからこそ

LET'S DISCUSS
with EACH OTHER

話し合おう!

「裁判員裁判・死刑制度」



はじめに Introduction

裁判員裁判で、一般市民が裁判員として「死刑判決」に関わる様子がたびたび報道されています。

「死刑」について、皆さんはどう思いますか？

日本において死刑は、殺人などの重大な罪を犯した加害者に科せられる、最も重い刑罰です。内閣府の世論調査では、死刑制度も「やむを得ない」と答えた日本国民の割合は、近年では80%を超えています。日本では、おおむね毎年複数の死刑確定者に対して、死刑が執行されています。しかし、どこで？どんな方法で？誰が執行するの？といった具体的な情報は、一般的にはあまり知られていません。一方、諸外国の状況を見てみると、死刑の執行を行う国は徐々に減少しています。

日本では長らく、人の死を刑罰とする「死刑」について語り合うことが避けられる傾向にありました。しかし、裁判員制度の導入によって、刑事裁判に参加する可能性がある一般の市民のあいだでも、死刑制度について考える機会の重要性が高まっています。

この教材では、『諸外国の状況を含めた「死刑」の現状について知る』、『一般の市民がさまざまな有識者の意見を聞いたうえで議論に取り組む様子を映像で見る』、『裁判員裁判に参加した人たちの心情を知る』といった過程を通して、グループワークを体験した皆さんが、「死刑」に対する自分自身の考えを身につけることを目指します。

死刑に「賛成」か「反対」かだけでなく、人の“命”と“尊厳”に対する皆さんの思いについても、話し合っ
て下さることを願います。

2018年7月
NPO 法人監獄人権センター, CrimelInfo

もくじ Index

1	使い方・すすめ方
4	用語解説

5	ワーク 1. クイズ「死刑について知るためのヒント」
9	ワーク 2. 映像で考える「望むのは死刑ですか？」
16	ワーク 3. 自分だったら？「裁判員の声を通して考える」
22	ワーク 4. 学んだことの整理

構成

- 本教材には、4つのグループワークが収められています。
- それぞれ、単体でも使えるようになっていますが、できるだけワーク1をはじめに、ワーク4を最後に行うようにしてください。
- 対象者や所要時間、ねらいに沿って、自由に組み合わせて活用してください。

対象年齢と人数

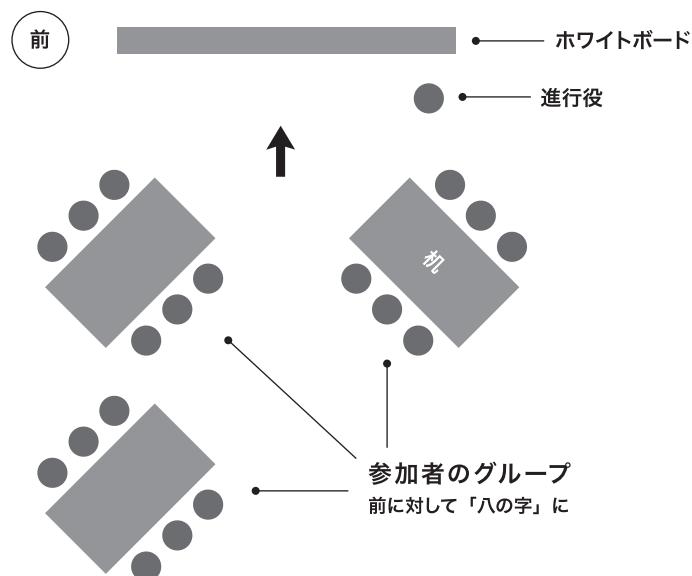
- 本教材の対象は高校生以上を想定しています。
- 参加者の人数は、10～40名を想定して作成しています。

参加型学習について

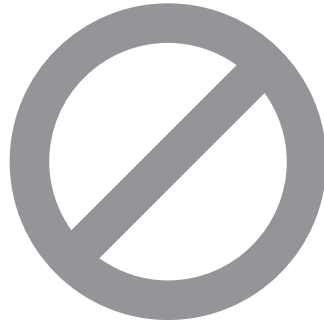
- 本教材は、すべて、参加型学習（アクティブ・ラーニング）形式ですすめるものです。参加者同士が対話しながら、学習の過程（プロセス）で気づきや学びが生まれるように作成しています。「正しいひとつの答え」があるわけではないので、「答えに導く」ことよりも、学習の過程を重視してください。
- 参加型学習をすすめる上で重要なのが、参加者全員が安心して話せる環境をつくることです。最初に、「話したくないことは話さなくてよい」、「他の人の意見を否定しない」、「話されたことは、この場にとどめておく」などの約束をつくり、確認したうえで学習を始めてください（P.2-3参照）。確認した約束は、会場の見えるところに貼り出して、常に意識してすすめると良いでしょう。
- また、進行役（ファシリテーター）は、参加者が意見を出しやすい雰囲気をつくるよう、心がけましょう。参加者同士が、上下関係をつくることなく、他者の意見に耳を傾け、自分の意見を表明できるよう、まずは進行役がそのような態度で参加者に接してください。

教室のレイアウトについて

- 教室の中は、全員が前を向く「講座形式」ではなく、机を囲んでグループワークができる形にレイアウトしてください。



PROMISE



否定しない

PROMISE



話したくないことは
話さなくて OK

PROMISE



話を聴く

PROMISE

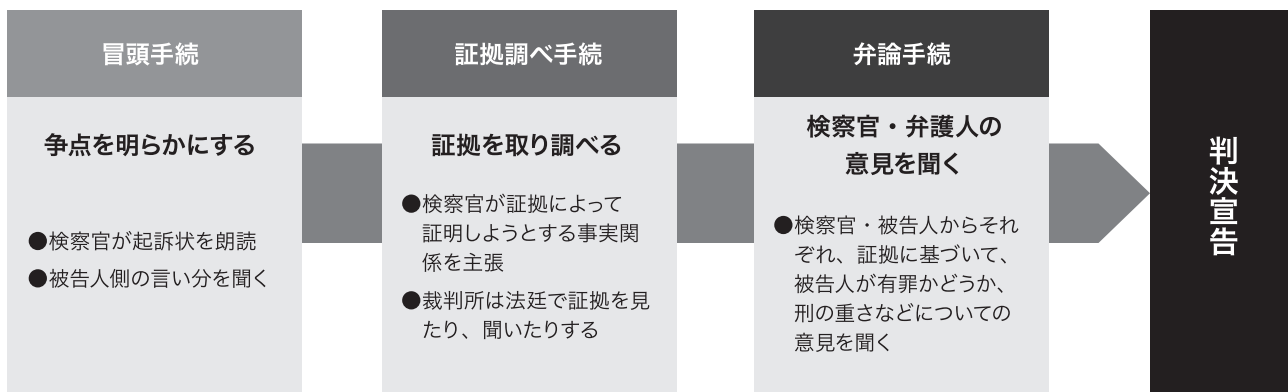


話されたことは
この場に留める

[刑事裁判] … 検察官が「犯罪をした」と疑って、公訴を提起した人に対して、裁判所が有罪かどうかを判断し、有罪であれば量刑（刑罰の重さ）を決めます。裁判員裁判を行うのは刑事裁判です。



刑事裁判の流れ



[民事裁判] … 私法上の権利義務に関する紛争（例：貸したお金を返すよう求める、土地や建物の明渡しを求める、事故により被った損害の賠償を求める）を裁判手続の対象とします。

[刑罰] … 犯罪を行った者に科せられる制裁。日本の刑法では、生命を奪う「死刑」、拘禁して自由をはく奪する自由刑としての「懲役（無期懲役と最長で30年までの有期懲役）」や「禁錮（懲役では義務付けられている刑務作業に従事する必要がない）」、財産をはく奪する財産刑としての「罰金」、「科料」等があります。刑罰の本質の捉え方には様々な見解があり、犯罪により生じた害悪に対する応報とみる考え方、犯人の改善・更生を図るという目的を

重視する考え方などがありますが、現代では徹底した応報刑主義の見解はみられません。また、刑罰には、刑罰を受けた人が再び罪を犯すことを予防する、犯罪者を処罰することによって、一般人が犯罪を行うことを予防する、といった目的・効果もあるとされています。

WORK 1
ワーク **1**

クイズ「死刑について知るためのヒント」

日本の刑罰は、死刑を最高刑（最も厳しい刑）としています。
死刑制度について、他の国はどうなっているの？日本の世論は死刑を支持しているの？
クイズを通して関心を高めます。

ねらい

- ・死刑制度に関心を持つ
- ・死刑制度の情報を知る

形態

- ・4～6人の小グループ

準備するもの

- ・約束シート（P2,P3 それぞれ A3 サイズに印刷しておく）
- ・ワークシート1（P6）※人数分
- ・解説資料（P7,8）
- ・答え合わせ用パワーポイント ※無くても実施はできます（無料配布しています。cpr@cpr.jca.apc.org までメールでご請求下さい）

事前準備

- ・実施日の直前で死刑判決があれば導入として、新聞記事などを見せるとよい。

所要時間

- ・45分～

すすめ方

所要時間	詳細	備品など
導入・約束の確認 (5分)	<ul style="list-style-type: none"> ・ファシリテーターは「今日はこれから死刑制度について考えます」と、全体に伝える。 ・約束の確認をする。「みんなが安心して参加するためにいくつかの約束があります。前に貼っておくので、確認しながらすすみましょう」と言って、一つひとつ説明し、理解したかどうかを確認する。 	約束シート
クイズ (15分)	<ul style="list-style-type: none"> ・ワークシート1「クイズ『死刑について知るためのヒント』」を一人一枚配布し、個人で記入する。 ・個人で書いたシートをグループで共有する。グループで一つの答えを出す必要はなく、それぞれの意見を共有することに留める。 ・「一つの正解を出すことが目的ではなく、各メンバーがなぜそう思うのか、考えたり、違う意見を聞いて、自分の意見を変えても良いです。じっくり考えることが重要です」と伝える。 ・クイズの問いに分からない言葉があれば説明する。 	ワークシート1
答え合わせ・解説 (20分)	<ul style="list-style-type: none"> ・クイズの答え合わせをする。それぞれの回答について、なぜそのように思ったかを確認する。解説を用いて説明する。 	解説・答え合わせ用 パワーポイント ※無くても可
ふりかえり (5分)	<ul style="list-style-type: none"> ・今日のワークで分かったこと、もっと知りたかったことを個々に考え、グループで共有する。 ・全体でいくつか意見を聞く。 	

クイズ「死刑について知るためのヒント」

Q1. 裁判員裁判の対象となる事件で当てはまるものはどれでしょうか？

- A. 人を殺した場合（殺人）
- B. 強盗が人にけがをさせ、あるいは、死亡させてしまった場合（強盗致死傷）
- C. 酒に酔った状態で自動車を運転して人をはね、死亡させてしまった場合（危険運転致死）
- D. 人の住む家に放火した場合（現住建造物等放火）

回答： _____

Q2. 日本の裁判員裁判で下される最も厳しい判決は「死刑」です。2017年に死刑執行を行った国は、世界（197か国）のうち何パーセントでしょうか？

- A. 85%以上
- B. 50%
- C. 30%
- D. 15%未満

回答： _____

Q3. 2017年に死刑を執行した国の組み合わせで正しいものはどれでしょうか？

- A. イギリス、フランス、ドイツ
- B. アメリカ、メキシコ、中国
- C. エジプト、イラン、日本
- D. サウジアラビア、スーダン、韓国

回答： _____

Q4. 日本政府による世論調査で、死刑はやむをえないと答えた人の割合は何パーセントでしょうか？

（平成26年世論調査による）

- A. 80%
- B. 60%
- C. 30%
- D. 10%

回答： _____

Q5. 日本で起きた殺人事件の件数は、60年前に比べて、増えていると思いますか？減っていると思いますか？

- A. 減っている
- B. 変わらない
- C. 増えている

回答： _____

解説 1

Q1. 代表的な裁判員裁判対象事件

- ・人を殺した場合（殺人）
- ・強盗が、人にけがをさせ、あるいは死亡させてしまった場合（強盗致死傷）
- ・人にけがをさせ、死亡させてしまった場合（傷害致死）
- ・泥酔した状態で自動車を運転して人をはね、死亡させてしまった場合（危険運転致死）
- ・人の住む家に放火した場合（現住建造物等放火）
- ・身の代金を取る目的で、人を誘拐した場合（身の代金目的誘拐）
- ・子どもに食事を与えず、放置したため死亡してしまった場合（保護責任者遺棄致死）
- ・財産上の利益を得る目的で覚せい剤を密輸入した場合（覚せい剤取締法違反） など

（参考：最高裁判所「裁判員制度の紹介」

<http://www.saibanin.courts.go.jp/introduction/index.html>

Q2. 死刑執行を行っている国は、世界 197 か国のうち 23 か国で、割合は 12%と少ない。死刑の執行総数は 993 件。1989 年以降で最多を記録した 2015 年の 1,634 件から 39%、2016 年の 1,032 件から 4%減少した。

“

〈 2017 年に死刑を執行した国と件数 〉

アフガニスタン[5]、バーレーン[3]、バングラデシュ[6]、ベラルーシ[2+]、中国[+]、エジプト[35+]、イラン[507+]、イラク[125+]、日本[4]、ヨルダン[15]、クウェート[7]、マレーシア[4+]、北朝鮮[+]、パキスタン[60+]、パレスチナ[6：ガザ・ハマス政府]、サウジアラビア[146]、シンガポール[8]、ソマリア[24：プントランド 12、ソマリア連邦政府 12]、南スーダン[4]、アラブ首長国連邦[1]、米国[23]、ベトナム[+]、イエメン[2+]

*ベラルーシ、中国、ベトナムは、死刑執行数を国家機密であるとして公表していない。

（出典：アムネスティ・インターナショナル「2017 年の死刑判決と死刑執行」

http://www.amnesty.or.jp/library/report/pdf/statistics_death_penalty_2018.pdf

”

〈 死刑を執行する国が減っている理由 〉

生命を奪う「非人道性」、罪を犯した人の更生・社会復帰の可能性が完全になくなること、また、後で「えん罪」だと分かった場合に、死刑執行後は回復が不可能である等の理由で、世界的にみると、死刑を廃止又は死刑の執行を停止する国（アメリカ合衆国では州）が徐々に増えている。

（参考：日本弁護士連合会「死刑廃止についてもっと議論してみましょう」

https://www.nichibenren.or.jp/library/ja/publication/booklet/data/shikeihaishi_more_pam_2014.pdf

Q3. 死刑執行を行っていない国のうち、特徴的な国々

A. イギリス（2018 年 6 月現在）、フランス、ドイツは EU 加盟国である。EU 加盟 28 カ国はすべて死刑を廃止している上、死刑廃止は EU の加盟条件となっている。EU は欧州評議会と力を合わせて、欧州のみならず、全世界的な死刑廃止にも取り組んでいる。

D. 韓国は、死刑廃止国ではないが、20 年間死刑執行を行っていない。

（参考：アムネスティ・インターナショナル「2017 年の死刑判決と死刑執行」）

- Q4. 内閣府「基本的法制度に関する世論調査」より
 調査期間：平成 26 年 11 月
 調査対象：全国 20 歳以上の日本国籍を有する者 3,000 人、有効回収数 1,826 人
 〈質問と回答の詳細〉
 死刑制度に対する意識
 (1) 死刑制度の存廃
 問2 死刑制度に関して、このような意見がありますが、あなたはどちらの意見に賛成ですか。
- ・死刑もやむを得ない 80.3%
 - ・死刑は廃止すべきである 9.7%
 - ・わからない、一概に言えない 9.9%

- Q5. 日本における殺人事件の減少は、統計データで確認することができる。
- ・1956 年の殺人認知件数 2617 件
 - ・2016 年の殺人認知件数 895 件
- (出典：CrimeInfo「刑法犯による死亡被害者数と殺人認知件数・検挙件数」
https://crimeinfo.jp/data/statistics_09/)
- *CrimeInfoでは、1945 年（昭和 20 年）以降の毎年ごとの「刑法犯による死亡被害者数」「殺人認知件数」、「殺人検挙件数」を掲載しています。
- 一方で、内閣府が実施した「治安に関する世論調査※」（平成 29 年）を見ると
- 調査時期：平成 29 年 9 月
 調査対象：全国 18 歳以上の日本国籍を有する者 3,000 人、有効回収数 1,765 人（回収率 58.8%）
- 〈最近の治安に関する認識〉
- ・よくなったと思う 35.5%
 - ・悪くなったと思う 60.8%

「体感治安」は悪いという結果となっている。
 凶悪事件の報道が増加したこと、インターネットで
 全国の事件の情報を瞬時に知る事が可能と
 なったことが理由と思われる。

(※ <https://survey.gov-online.go.jp/tokubetu/h29/h29-chian.pdf>)

WORK 2
ワーク **2**

映像で考える「望むのは死刑ですか？」

一般市民が死刑制度について学び、討議する「ドキュメンタリー映画」を通して、死刑制度の実態や問題、様々な意見を知り、自分に引き付けて考えます。
*映像の中で、絞首刑（死刑）の方法をイラストで解説するシーンがあります。

ねらい

- + 映像を見て、死刑制度に対する多様な考えを知る。
- + 死刑に関わる問題を、自分に引き付けて考える。

形態

- + 4～6人の小グループ

準備するもの

- + 約束シート（P2,P3 それぞれ A3 サイズに印刷しておく）
- + ワークシート 2（P11）※人数分
- + ワークシート 3（P12）※人数分
- + 動画「望むのは死刑ですか 考え悩む“世論”」（29分版）
*P15 に解説があります

*CrimeInfo のウェブサイト (<https://crimeinfo.jp/seek-the-death-penalty/>) より、動画の概要と利用規約をお読みいただいた上で視聴申請を行ってください。パスワードの発行には数日～1週間ほどかかる場合がありますので、ご注意ください。動画の視聴は無料です。動画を視聴するためには、インターネット環境が必要です。

所要時間

- + 90分～

すすめ方の注意

- + 死刑制度については、様々な意見や感情が出てくることが考えられる。ここでは、グループで一つの答えを出すことが目的ではないので、それぞれが何を考え、感じているか、何を疑問に思っているのかを話し合い、お互いを評価したり批判したりせずに、様々な意見があることを理解できるように進めることが重要である。
- + 「死刑廃止」が理想的な答えではないので、進行役が誘導しないように注意する。
- + 「死刑は絶対必要」または、「絶対廃止」などどちらかに大きく偏る場合は、別の意見を進行役が投げかけても良い。※下記論点も参照

！ 映像の中で出てくる、死刑制度の論点のヒント

死刑は廃止すべきだ

- 罪を悔い、謝罪を望む死刑囚もいる
- 捜査機関が証拠を隠し、無罪になるべき人に死刑判決が出た例が実際にある
- 被害者あるいは被害者遺族が犯人を許せない気持ちと死刑制度の是非は別問題
- 犯罪の抑止効果がないならば、死刑より辛い刑をつくるべき

犯人の更生

冤罪の可能性

被害者の感情

抑止効果

死刑はあったほうがよい

- 悪いことをした人は最後に罰を受ける
- できるだけ誤判が起きないように努力をすれば良い
- 被害者の人権を第一に考えるべき
- （死刑になるのを恐れて、犯罪を思いとどまる）

すすめ方

所要時間	詳細	備品など
導入・約束の確認 (5分)	<ul style="list-style-type: none"> ・ファシリテーターは「今日はこれから映像を通して、死刑制度について考えます」と、全体に伝える。 ・「みんなが安心して参加するためにいくつかの約束があります。前に貼っておくので、確認しながらすすめましょう」と言って、約束を確認する。 	約束シート
動画の解説・ ワークシート2の 記入 (5分)	<ul style="list-style-type: none"> ・これから、約25分、一般市民が死刑について議論する映像を見ることを伝える。 ・「ワークシート2」を一人一枚配布する。次のように説明する。「映像の中でも、『死刑についてあなたはどう思いますか?』という問いに、参加者が答えるようになっています。問1について、今、この時点で当てはまるものにチェックしてください」 ・評価したり、批判したりしない。また、人によって意見が異なるのは当たり前なので、正直に思ったところにチェックするように伝える。 ・「ワークシート2」でメモを取りながら映像を見るように伝える。 	ワークシート2 / 動画
動画視聴 (25分)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 23分45秒まで 映像を見る 	ワークシート3
ワークシート3の 記入 (5分)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 映像を見終わったら「ワークシート3」を配布する。 ・ 「ワークシート3」の問1のみ記入するように伝える。 	
グループ ディスカッション (30分)	<ul style="list-style-type: none"> ・ グループで、「ワークシート2」と「ワークシート3」に書いたことを共有する。 ・ 次のように説明する。「グループ共有は2回、テーマを変えて行います。1回目は、死刑について最初はどう思っていたか、映像を見て、誰の意見に共感したかについて共有してください」 ・ 「2回目は、印象に残ったこと、もっと知りたいこと・考えたいことを共有してください」 ・ ワークシートの問いを黒板に書いておくといよい。 ・ 始めに掲示した約束シートを示し、人の意見を否定しないで、様々な意見を出し合えるようにする。 ・ 参加者には、他の人の意見を聞いて、共感したところ、はっとしたところ、もっと知りたかったこと、などをメモしながらディスカッションを進めるように投げかける。 	
全体共有 (10分)	<ul style="list-style-type: none"> ・ グループディスカッションで話されたことを共有する。 ・ 出てきた意見を黒板に書く。 	
ふりかえり (10分)	<ul style="list-style-type: none"> ・ ディスカッションを終えて、今、死刑についてどう思うか、「ワークシート3」の問2の当てはまる部分にチェックする。 ・ 今日のワークで分かったこと、もっと知りたかったことを個々に考えてもらう。 ・ 上記をグループで共有する。 ・ 全体でいくつか意見を聞く。 ・ 以下のような質問をする。「ふりかえりをして気づいたことはありますか?」「授業の前と後で、死刑制度について意見が変わりましたか?変わりませんでしたか?より分からなくなったり、あらたに浮かんだ疑問がありますか?」 	

「望むのは死刑ですか？」①

〈映像を見る前〉

問 1. 死刑についてあなたはどのように思いますか。当てはまるものに✓をし、その理由を書いてください。

死刑は絶対にあったほうが良い

死刑はどちらかと言えばあった方が良い

どちらともいえない

死刑はどちらかと言えば廃止すべきだ

死刑は絶対に廃止すべきだ

選んだ理由：

〈映像を見ながら〉

問 2. メモを取りながら、映像を見ましょう。

1) 死刑に賛成の人の意見

2) 死刑に反対の人の意見

3) どちらでもない人の意見

4) その他、気がついたこと

3

「望むのは死刑ですか？」②

問1. 映像を見て、感じたことを書きましょう

1) 一番共感する意見はどれですか？当てはまるものに✓をしてください。



高橋 弁護士（全国犯罪被害者の会 / あすの会）

「被害にあっていない人には、被害にあった人の気持ちは理解できない。国家が被害者の無念を晴らすのが死刑制度」



原田正治さん（犯罪被害者遺族）



「死刑執行されてしまったら、加害者に面会して謝罪を求めることもできない。死刑は被害者にとっても加害者にとっても癒しにはならない」



高橋拓実さん（参加者）



「どっちの意見も正しいし、どっちもリスクがあって、間違いもあるし、結局よく分からなくなってしまった」



望月倫子さん（参加者）



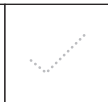
「殺人を行った人の人権は考える必要はないと思う。原田さんのように、加害者に会う必要があるのかどうか疑問に思う」



福島 至 教授（龍谷大学 矯正・保護総合センター）



「死刑制度を残したら、必ず冤罪^{えんざい}は起る。命を奪うというのは、後で間違いが分かった時に「ごめんさい」といえないので、無期懲役とは質的に違うのではないか」



2) 印象に残ったことは何ですか？

3) もっと知りたいこと、考えたいことは何ですか？

<グループディスカッションの後>

問2. 映像を見て、グループで議論をして、今、死刑についてどう思いますか？当てはまるものに✓をし、その理由を書いてください。

死刑は絶対にあったほうが良い

死刑はどちらかと言えばあった方が良い

どちらともいえない

死刑はどちらかと言えば廃止すべきだ

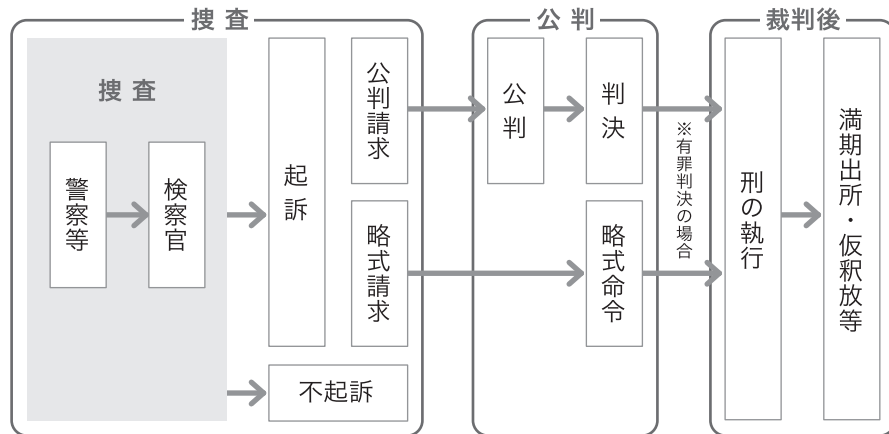
死刑は絶対に廃止すべきだ

選んだ理由：

● 死刑確定者（死刑囚）

裁判で死刑判決が確定した人は「死刑確定者」と呼ばれます。刑務所ではなく拘置所の単独室（独居房）で生活します。刑務官以外の人との日常的な接触はありません。「心情の安定」を理由に、家族や弁護士、一部の友人・支援者以外とは面会・文通をすることが厳しく制限されています。死刑の執行は、当日の朝に本人に告げられます。

● 刑事手続の流れ



● 検察と警察

犯罪が発生した場合、捜査を行い、被疑者（犯人、容疑者）を逮捕したり、証拠を収集したり、取調べを行うのが警察です。検察官は、第一次的捜査機関である警察から送致された事件について、二次的捜査機関として被疑者の取調べを行ったり、収集された証拠の内容を検討したり、補充捜査を指示するなどしたうえで、最終的に被疑者を起訴（裁判所に訴えを提起し裁判を求めること）するかどうかを決定します。なかには検察が自ら検挙・摘発して捜査を行う検察独自捜査事件もあります。起訴の権限は検察官のみが持っています。

● 弁護士

刑事手続において、捜査段階における被疑者、又は起訴された被告人の防御を援助する活動を行う者で、通常は弁護士の中から選任されます。死刑、無期懲役など一定の重い刑罰が定められている事件等については、弁護士がいなければ開廷できません（必要的弁護事件）。被疑者や被告人自身、又はその親族等が選任する「私選弁護士」、貧困などの理由で弁護士が選任できないとき等に裁判所が選任する「国選弁護士」があります。

● 終身刑と無期懲役（無期刑）

日本には、仮釈放の可能性が法律上全くない「終身刑」はありません。無期刑（無期懲役・無期禁錮刑）の受刑者には、仮釈放の可能性がありますが、仮釈放されても、死亡するまで保護観察（保護観察官及び保護司が指導監督・補導援助を行う）に付されるのが原則です。近年では、仮釈放の許可が出ないまま刑務所の中で亡くなる受刑者のほうが、仮釈放される受刑者よりも多く、「事実上、終身刑化している」と問題視する声もあります。

● 死刑を廃止した国で最も重い刑罰は？

イギリス「終身刑」

一定の最低拘禁期間（タリフ）を経過した後に仮釈放申請が可能となるが、タリフが「終身」とされる、仮釈放が事実上不可能な終身刑もある（ただし、後者については、2013年7月、欧州人権裁判所により欧州人権条約に違反すると判断された。）。

フランス「無期刑」

仮釈放を許さない「保安期間」は最長で30年。

ドイツ「終身刑」

15年の服役により残刑の執行停止（仮釈放）があり得る。

オランダ「終身刑」

終身刑には仮釈放がなく、仮釈放のためには恩赦が必要。

（参考：日本弁護士連合会「死刑廃止についてもっと議論してみよう」

https://www.nichibenren.or.jp/library/ja/publication/booklet/data/shikeihaishi_more_pam_2014.pdf）

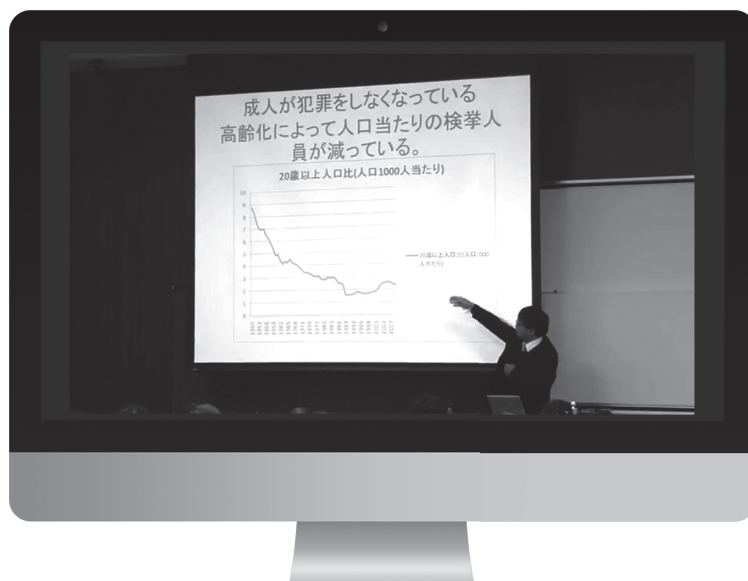


CrimeInfo 映像コレクション

ドキュメンタリー映画「望むのは死刑ですか～考え悩む”世論”」の「審議型意識調査」で行われた専門家の講義を、それぞれ約20分のセミナー動画にまとめました。どなたでも無料で視聴していただけます。

CrimeInfo 映像コレクション 🔍

<https://www.crimeinfo.jp/seek-the-death-penalty/>

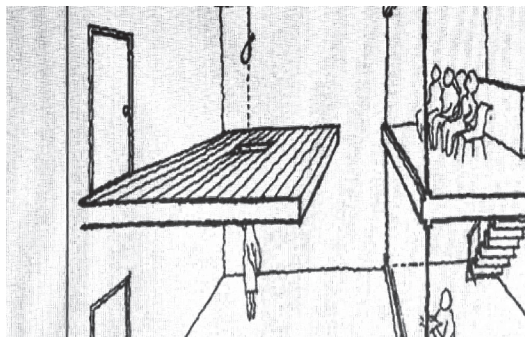


国民の8割が死刑に「賛成」?

それが、日本政府による意識調査の結果だ。「圧倒的多数の支持」を政府は死刑を続ける理由としてきた。だが本当なのか?

死刑の情報提供や議論を、政府は避けてきた。命を奪うこの刑罰を、実は人々はよく知らない。

そんな中、ある研究者によって都内の会場に、一般市民 135 人が集められた。それは、人々の心をより深く探る「審議型意識調査」の試み。テーマは、日本の刑事制度だ。



2日間の調査ではまず弁護士や専門家、犯罪被害者などから話を聞く。続いて、市民どうしが意見を出し合う。多くが死刑について賛成と言いつつも「考えたことがなかった」という市民たちは、さまざまな反応を示し始める。

死刑に反対する被害者も存在すると知って「死刑支持が揺らいだ」という若者。死刑が犯罪を減らすとは証明できないと知って「もっと苦しい刑罰が必要かも」と言い出す中年男性。冤罪による死刑判決の多発に、とまどう若い女性。

——知って、揺らぐ。語り合って、悩む。

ドキュメンタリー映画

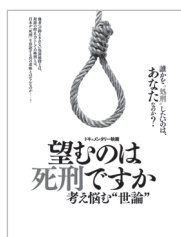
望むのは 死刑ですか 考え悩む“世論”



知ること初めて悩み、自分とまったく違う意見に触れて悩み、当たり前と思ってきた考えを揺さぶられる“世論”の担い手たちを、カメラは捉え続ける。

答えの出ない議論のなかで、“普通の人々”の意識に何が起きるのか?混とんから立ち現れる“世論”のほんとうの顔とは…。

市民が自ら考え悩むことの意味を、映像は問いかける。



ドキュメンタリー映画「望むのは死刑ですか “考え悩む世論” (2015年 / HD / 59分)

企画 ■ 佐藤舞、ポール・ベーコン

監督 ■ 長塚洋

制作 ■ Institute for Criminal Policy Research(英)

助成 ■ スイス外務省 ほか

上映協力 ■ 監獄人権センター

<http://nozomu-shikei.wix.com/movie>

自分だったら？「裁判員の声を通して考える」

実際に死刑判決が下された裁判員裁判で裁判員を務めた人のインタビュー記事や、裁判員裁判に関する記事を読み、感じたこと、考えたことを話し合います。

※「わたしの気持ちは…」裁判員の声を知るワーク（入門）の場合は、「ワークシート4」と「新聞記事A」を、裁判員裁判について考えるワーク（応用）の場合は、「ワークシート5」と「新聞記事B」を利用します

ねらい

- ・新聞に掲載された、死刑判決に関わった裁判員の声を通して、死刑制度について考える
- ・死刑をめぐる問題について、自分に引き付けて考える

形態

- ・4～6人の小グループ

準備するもの

- ・約束シート（P2,P3 それぞれ A3 サイズに印刷しておく）
- ・ワークシート 4 または 5（P17,18）※人数分
- ・新聞記事 A または B（P19,20）※人数分

所要時間

- ・50分～

注意

- ・解説3(21ページ)を読み、ファシリテーターが裁判員制度についてある程度理解したうえで本ワークを実施することをお勧めします。また、裁判員制度に関する基本的な情報は、インターネットで多く公開されています。

CrimeInfo「裁判員制度解説のリンク集」
https://www.crimeinfo.jp/data/related_link/

すすめ方

所要時間	詳細	備品など
導入・約束の確認 (5分)	<ul style="list-style-type: none"> ・ファシリテーターは「今日はこれから新聞記事を通して、実際に裁判員を体験した人の声を聞いて考えます」と、全体に伝える。 ・「みんなが安心して参加するためにいくつかの約束があります。前に貼っておくので、確認しながらすすめましょう」と言って、約束を確認する。 	約束シート
説明 (5分)	<ul style="list-style-type: none"> ・「ワークシート4」と新聞記事A、または、「ワークシート5」と新聞記事Bを一人一枚配布し、事件について説明する。 ・「2010年に宮城県石巻市で男女3人を殺傷したとして殺人などの罪に問われた少年に死刑判決が下されました。その裁判にかかわった裁判員の方々のコメントについての記事を読んで、ワークシートを埋めてください」と伝える。 	ワークシート / 新聞記事
ワークシート記入 (10分)	<ul style="list-style-type: none"> ・個々にワークシートを埋める 	
グループで共有 (15分)	<ul style="list-style-type: none"> ・ファシリテーターはグループで共有するように伝える。 ・次のように伝える。「一人ずつの気持ち、またはどの部分を選んだか、それはなぜか、を話してください」グループのメンバーはよく話を聞いてください。 	
全体共有 (10分)	<ul style="list-style-type: none"> ・各グループでどんな話をしたか、発表してもらおう。 	
ふりかえり (5分)	<ul style="list-style-type: none"> ・今日のワークで分かったこと、もっと知りたかったことを個々に考え、グループで共有する。 ・全体でいくつか意見を聞く。 	

「わたしの気持ちは…」

(新聞記事 A 使用)

1. 新聞記事を読んで、今の自分の気持ちに近いもの3つに○をつけましょう。
この中になければ、右下の枠に自分の「気持ち」を書いてみましょう。

悲しい	おどろいた	もっと知りたい
複雑	ホッとした	くやしい
仕方がない	かわいそう	心配だ
こわい	くるしい	

○をつけた理由

2. 記事の中でもっとも気になったセリフに線を引いてください。その理由を書いてください。

3. 思ったことを自由に書いてください。

「裁判員裁判」について考える

(新聞記事 B 使用)

1. 新聞記事全体を読んで、気になった部分と、疑問に思った部分に線を引いてください。その理由を書いてください。

〈気になった理由〉

〈疑問に思った理由〉

2. 検察側、弁護側の主張と判決の表を見て、もっとも共感する主張に線を引いてください。その理由を書いてください。

3. もしもあなたが裁判員だったら、もっと知りたい情報がありますか？それはどのような情報ですか？

4. 思ったことを自由に書いてください。

「少年法理解しての結論」

石巻3人殺傷 裁判員会見の詳報

裁判員裁判で少年に初めて死刑が言い渡された宮城県石巻市の3人殺傷事件。裁判員を務めた6人のうち2人が判決後、記者会見し、重い判断を下した胸の内を明かした。△本文記事1面▽

裁判員 法廷から

——裁判を通じての感想

裁判員4番(以下4番)「正直、怖かった。どんなに悩んで結論を出しても、被告や被害者側から納得いかない思いを抱かれる。一生悩み続けるだろうと思っただ。しかし、選ばれた以上は、きちんとやらなければならぬ。今はやって良かった。」

「たとえ思う」

裁判員6番(以下6番)「死刑にすべきかどうかの論点が自分の中で大きかった。裁判が進む中で、どうしたら良いのか、分からなくなってきた。重圧で押しつぶされそう。今日を迎えるのが嫌でした。自分がなかったら、死刑判決の判断を迫る裁判員制度をどう思ったか」

4番「重いし、(他の裁判員が)動悸、息切れ、精神状態の悪い状態で過ご

【今回の裁判員ら】
(太字は記者会見出席者)

- 1番(裁判員) 公表(非)
- 2番(裁判員) 女性会社員(代)
- 3番(裁判員) 女性会社員
- 4番(裁判員) 30歳代男性会社員(代)
- 5番(裁判員) 40歳代男性会社員(代)
- 6番(裁判員) 公表(非)
- 1番(補充裁判員) 23歳男性

し、軽はずみなことは言えないが、自分自身は参加できて良かったと思う」
6番「はっきりに言ってやりたくなかった。死刑がこんなに重いととは思わなかった。日本の法制度の問題かもしれないが、つらい」
—— 評議の時間は足りたか

か

4番「ちょうど良かったと思う」
6番「精神状態を加味すれば、自分としてはちょうど良かった」

—— 少年法の理念を理解するのは大変だったか。理解はできたか
4番「裁判長らが説明してくれた。理解した上で結論を出せたと思う」

6番「説明を受け、少年法の理念を理解した上で結論を出せたと思う」
—— 被告の少年に対してかけたい言葉は
4番「評議の前であれば、もっと言いたいこともあった。今は何も言いたいことはない」

6番「『自分のやったこととは反省してください』と言いたい。なぜ、このような判決になったかを考えてほしい」
—— 一番、自分の心の負担になったものは

4番「被告の母親や被害者の遺族の涙に接し、言葉聞き、自分の中に納めて結論を出さないといけないと思った時が最もつらかった」

6番「検察官の死刑求刑を受け、やはり『死刑』という言葉が自分に重くのしかかってきた。休日に悩んだ。評議よりも休日が苦痛だった」
—— 山口県光市の母子殺害事件や「永山基準」など、過去の判例は意識したか
4番「ある程度の目安としては考えた」

6番「新聞報道などで裁判員になる前から分かっていて、それを裁判官に解説してもらい、論告の中でも検察官が永山基準に触れていたの、それを考慮せざるを得なかった」
—— 多数決で死刑を選択できることについて、どう思うか
4番「良いとも悪いとも

言えない」

6番「死刑に限らず、裁判員制度で全員一致というのは難しいと思う」
—— 結審後の休日はどう過ごしたか
6番「人と一緒にいるのが耐えられなかった。図書館に行って公判の様子を伝える新聞や裁判員制度についての書籍を読んだ。2、3時間、公園で風景を見ていた」

—— 明日からの生活に不安は
4番「5回まで国の無料カウンセリングがあるというが、最後のケアまで考慮してほしい。自分たちの中では解決できても、世間では騒ぎが残っていて、それで思い出すことがあるだろう。自分の中の問題で、やってみないと分からない」
6番「元の生活に戻るが、明日になってみないと分からない。今は思いつかない」
—— 守秘義務について
6番「精神的な負担にはならないと思う。精神的な負担になるとすれば、今回の判決」

裁判員 被告見つめる

少年に死刑判決

重い判断唇かみしめ

2人を刺殺し、1人に重傷を負わせた石巻3人殺傷事件で、殺人罪などに問われた石巻市の元解体工少年(19)の裁判員裁判は、少年に対する裁判員裁判で初の死刑判決となった。5日間の審理、3日間の評議を経て重い判断を下した裁判員たちは、唇をかみしめ、被告人席の少年を見つめていた。

判決後、裁判員経験者2人が記者会見し、11日間の少年に対する死刑求刑への判断を迫られた裁判員経験者たちは「自分の意見を誰かにぶつけることができず、何かの拍子にしゃべってしまったような自分もいた」と苦しい胸の内を語った。少年法については「一人が『その理念を理解した上で結論を出せた』と述べた。もう一人の30歳代会社員男性は理解したと言った上で、『人の命を奪った重い罪に対しては、年齢問わず大人と同じ刑で判断すべきと思う』と話した。

被告人質問で少年に「死ぬことになっても受けきれますか」と涙ながらに聞いたこの男性は「自分の中に納めて結論を出さないといいけないと思った時が最もつらかった」と振り返った。また、休日中も「どういう結論を出せばいいのか、

泣いて泣いて事件のことを考え続けた」という。「どんな結論でも、納得いかなない思いを抱かれる。一生悩み続けるだろう」と話した。一般人が参加し、極刑までも判断する裁判員裁判。男性は「参加して良かった。これから参加する人と一緒につらい思いを背負ってきたい」と話していた。

「被告人を死刑に処する」。午後5時20分、裁判長の声が法廷に響いた。証言台のいすに座った少年は、うつむき気味に、じっと聞いていた。15日に始まった少年に対する裁判員裁判を欠かさずに傍聴した。注目したのは、少年がどんな表情で、何を語るか、だった。

当初、表情を変えすることもなく、心情をうかがい知ることが出来なかった少年。その心がのぞけたのは、第3回公判で検察官が母親の供述調書を読み上げた時だった。少年は涙を流し、男性裁判員から「もし社会復帰できたなら、子どもを育てられるか」と問われると、肩を震わせていた。被害者遺族らの話にも涙していた。最終陳述では、言葉に詰まりながら、「厳しく処罰して下さい」。

絆の大切さ再認識

幼い頃から家庭が崩壊し、弁護側は暴力肯定的な資質が身についたとした。記者は事件発生時も現場で

取材したが、近隣住民の大半が「どんな少年か分からない」と話した。誰も救いの手を差し伸べられなかったのか。そうすれば、こんな悲しい事件は起こらなかつたかもしれない。

判決後、裁判員を務めた30歳代の会社員男性も「違う出会いがあったら、こんなことにはならなかつたのでは」と涙ながらに語った。法廷にかかわる様々な人が涙した。少年の殺人事件に対する裁判員裁判。人と人との「絆」の大切さを改めて知った。(小野健太郎)

◆ 永山基準の判断要素に照らした 検察側、弁護側の主張と判決

要素	検察側	弁護側	判決
年齢、犯行後の状況	反省は上辺だけ。更生は期待できず、少年という事情は意味を持たない	不幸な境遇が背景にある。人格的に未熟だったが、反省しており、更生可能性はある	反省に深みはなく、更生可能性は低い。年齢も犯行の残虐さから重視できない
動機、犯罪の性質	少女を無理やり連れ戻そうと、3人を殺傷した犯行は非人間的。邪魔な者の皆殺しをもくろむ動機は自己中心的	少女が姉らに意に反して閉じこめられていると思込み、救出しようとした動機には同情の余地がある	自分のほしいものを手に入れるために人の生命を奪うという強盗殺人に類似した重大な事案
犯行態様	3人を立て続けに刺すなど残虐。共犯者に罪をかぶせようとしており卑劣	寝込みを襲わず、殺意は現場で瞬時に抱いたもの。殊更執拗に刺した訳ではない	無抵抗な被害者にためらうことなく殺傷行為に次々と及んだ残忍さは際立つ
結果の重大性	全く落ち度のない若い2人の命が失われるなど、極めて重大かつ深刻	殺傷した3人のうち2人は現場にいるか不確定で、初めから望んでいた結果ではない	被害者に落ち度はなく、極めて重大。極刑を求める遺族らの処罰感情も、量刑上考慮するのが相当

2010年11月26日 読売新聞

● 裁判員裁判

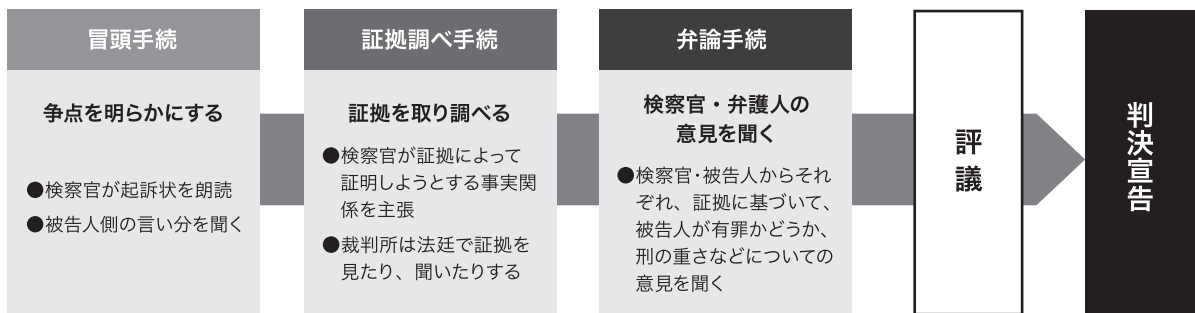
日本国民のうち 20 歳以上の有権者の中から抽選で選ばれた 6 人の裁判員が刑事裁判に参加し、3 人の裁判官とともに、犯罪をしたと疑われて起訴された人に対して、有罪かどうかを判断し、有罪であれば量刑（刑罰の種類と重さ）を決めます。刑事裁判に市民感覚を取り入れ、司法制度への理解を高める目的で、2009 年に「裁判員制度」が始まりました。



過去 5 年以内に裁判員を務めた人、70 歳以上の人、学生、そのほかやむを得ない事情がある場合は、裁判員を辞退することができます。

裁判員裁判を行う裁判所は、全国の地方裁判所のすべての本庁（50 か所：各都道府県の県庁所在地のほか、函館、旭川、釧路）及び一部の地方裁判所支部です。

裁判員裁判の流れ



評議(裁判官と裁判員が自分の意見を述べ合い、対等の立場で議論すること)を尽くしても全員の意見が一致しない場合は、裁判官と裁判員の多数決で評決を行います。ただし、裁判員の意見だけで被告人に不利な判断(被告人が有罪か無罪かの場面では有罪の判断)を行うことはできません。裁判官 1 人以上

が多数意見に賛成していることが必要です。裁判員裁判(第一審)の判決に対して、弁護側または検察側、あるいは両者が控訴を行い裁判所がこれを認めた場合は、管轄の高等裁判所で第二審(控訴審)が行われます。裁判員裁判で出された死刑判決が控訴審で無期懲役に減刑された例もあります。

● 少年事件の裁判員裁判

満 20 歳未満の少年が起こした事件は、家庭裁判所に送致され、必要であれば審判が行われるのが原則です。少年はまだ生育途上の段階にあり、変化が期待できることから、刑罰を科すよりも、本人の健全な育成のため、少年院送致や保護観察など保護処分がふさわしいためです。しかしながら、一定の重大な事件では、懲役刑など刑事処分の可能性を視野に、成人と同様の刑事裁判を受ける場合があります。本教材の「ワーク 3」で紹介した石巻男女殺傷事件では、裁判員裁判で元少年の被告人に死刑が言渡されました。

● 永山基準

1968 年(昭和 43 年)に 19 歳の少年(永山則夫)が起こした連続殺人事件で、1983 年(昭和 58 年)の最高裁判所第二小法廷の判決において、どのような場合に死刑の選択が許されるのかが示されました。第二審・東京高等裁判所で下された無期懲役判決を破棄し、その後の差戻し控訴審で、被告人の元少年に死刑が言い渡されました。

死刑制度を存置する現行法制の下では、犯行の罪質、動機、態様ことに殺害の手段方法の執拗性・残酷性、結果の重大性ことに殺害された被害者の数、遺族の被害感情、社会的影響、犯人の年齢、前科、犯行後の情状等各般の情状を併せ考察したとき、その罪責が誠に重大であつて、罪刑の均衡の見地からも一般予防の見地からも極刑がやむをえないと認められる場合には、死刑の選択も許される。

(出典：最高裁第二小法廷昭和 58 年 7 月 8 日判決|裁判所ウェブサイト http://www.courts.go.jp/app/hanrei_jp/detail2?id=50235)

石巻男女三人殺傷事件

2010 年 2 月 10 日朝、宮城県石巻市の住宅に 18 歳の少年が押し入り、この家の長女(20)と、知人の女子高校生(18)が包丁で刺殺されたほか、長女の知人男性(20)が右胸を刺され大けが。この家の次女(18 歳)が傷害を負わされたうえ連れ去られた。少年は次女の元交際相手。

学んだことの整理

ここまで、死刑制度や裁判員制度について

いろいろなことを学びました。

これまでの学びをふりかえり、学んだこと、もっと知りたかったことを整理しましょう。

ねらい

・これまでの学習をふりかえり、学んだこと、もっと知りたかったことを整理する

形態

・4～6人の小グループ

準備するもの

・約束シート（P2,P3 それぞれ A3 サイズに印刷しておく）
 ・付箋紙 / 青・黄色の2色（グループ数分）
 ・模造紙（グループ数分）
 ・水性マジック（グループ数分）
 ・解説

所要時間

・50分～

すすめ方

所要時間	詳細	備品など
導入・約束の確認 (5分)	・ファシリテーターは「今まで学んだことを振り返って整理します」と、全体に伝える。 ・「みんなが安心して参加するためにいくつかの約束があります。前に貼っておくので、確認しながらすすめましょう」と言って、約束を確認する。	約束シート
ブレインストーミング 個人作業 (10分)	・グループに付箋紙（2色）と水性マジック、模造紙を配布する。 ・まずは、個人でこれまでの学習を通して「気づいたこと・学んだこと」を青色の付箋紙に、「もっと知りたかったこと・疑問」を黄色の付箋紙に書くことを伝える。 ・ブレインストーミングの約束として下記を伝える。 「質より量（たくさん書く）」「否定しない」「一枚の付箋紙にひとつのことを書く」「付け足しOK」 ・どんな小さなことでも書くことで、他の人の学びにもなることを伝える。	付箋紙（2色） / 水性マジック / 模造紙
グループ共有 (20分)	・一人ずつ順番に、付箋紙を読み上げながら、模造紙に貼っていく。 ・最初の人が付箋紙を全て貼るのではなく、最初の人一枚の付箋紙を説明して貼ったら、次の人がまた一枚の付箋紙を説明して貼っていくと、時間内に全員が平等に話せる。 ・出てきた付箋紙に対し、同じようなものがあれば、その付箋紙の近くに貼っていく。	付箋紙 / 水性マジック / 模造紙
全体共有（10分）	・どんな話をしたか、いくつかのグループから発表してもらおう。	
ふりかえり（5分）	・今日のワークで分かったこと、もっと知りたかったことを個々に考え、グループで共有する。 ・全体でいくつか意見を聞く。	

16 平和と公正を
すべての人に



・世界各国が2030年までに達成を目指す「持続可能な開発目標(SDGs)」のゴール16は、「持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する」ことを目指しています。

・死刑制度や裁判員制度について学んだあとに出てきた意見や疑問が、SDG16のどの部分と関連しているのか、考えることができます。

解説4

●SDGs
ゴール16
平和と公正をすべての人に

持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。

16.1 あらゆる場所において、全ての形態の暴力及び暴力に関連する死亡率を大幅に減少させる。

16.3 国家及び国際的なレベルでの法の支配を促進し、すべての人々に司法への平等なアクセスを提供する。

16.6 あらゆるレベルにおいて、有効で説明責任のある透明性の高い公共機関を発展させる。

16.7 あらゆるレベルにおいて、対応的、包摂的、参加型及び代表的な意思決定を確保する。

●SDGsと刑事政策

SDGsのゴール16は、刑事政策と密接に関連している。ゴールに紐づくターゲットでは、あらゆる場所における暴力や暴力に関連する死亡の減少、国内及び国際的なレベルでの法の支配の促進、すべての人々の司法への平等なアクセスの提供、汚職や贈賄の減少、説明責任があり透明性の高い公共機関、包括的で参加型の意味決定が求められています。

日本政府は、内閣総理大臣を本部長とし全閣僚を構成員とするSDGs推進本部を内閣に設置し、2016年12月にSDGsの達成のための具体的な施策と日本政府の指標を含む実施指針を公表しました。

2017年7月に国連本部で開催されたハイレベル政治フォーラムでは、外務大臣から、日本の取り組みが世界のロールモデルとなることを目指し、誰一人取り残されることのない持続可能な世界に変革するための取組を進めていくために、実施指針を策定したことや、公共セクターと民間セクターの垣根を越えて広範なステークホルダーとの連携を推進していくことなどが報告されました。

各ゴールに対する具体的な報告の中で、ゴール16の法の支配の促進については、途上国での法令の起草や人材育成を支援すること、2020年に日本で開催される国連犯罪防止刑事司法会議(コンgress)のホスト国として法遵守の文化の醸成の推進することにより、各国の「法の支配」を促進することを報告しました。しかし、これらは、国際協力の観点からの取り組みであり、日本国内の刑事司法の課題や刑事施設で起こっている問題の解決についての言及はありませんでした。広範なステークホルダーとの連携については、2016年9月には、学者や、NGO・NPO、労働組合、民間企業ネットワーク団体の代表者などが参加するSDGs推進円卓会議が設置され、2017年12月までに4回開催されました。円卓会議の中では貧困や人権

に関する意見を述べられた委員もいたものの、「あらゆるレベルにおいて、対応的、包摂的、参加型及び代表的な意思決定を確保する」というターゲット16.7の求めに応えるためには、より多くの団体が参加・協議する機会を設ける必要があります。

その後、2017年12月には「SDGsアクションプラン2018～2019年に日本の『SDGsモデル』の発信を目指して～」を公表しました。アクションプランでは、刑事施設の課題解決に関連するものとして、 kongressのホスト国として、犯罪防止・刑事司法分野のアプローチについての議論を主導し、各国での「法の支配」の促進することに加えて、犯罪をした者等の特性に応じた指導の実施、就労・住居の確保、保健医療・福祉サービスの利用の促進や、学校等と連携した修学支援等の再犯防止対策の取り組みを2017年度の補正予算および2018年度の予算にて実施するとしています。

一方で、SDGsのゴール16に紐づいているターゲットでは、あらゆる場所における暴力や暴力に関連する死亡の減少、国内及び国際的なレベルでの法の支配の促進、施設の説明責任などが求められ、ターゲットに対応した指標として、暴力の被害を受けた人から公的機関への被害届の割合、刑事施設の収容者数に占める未決の収容者の割合、国際人権法で禁止されている差別やハラスメントを報告した人の割合などを指標とした具体的な取り組みが求められています。

SDGsアクションプラン2018によると、SDGs実施指針は、2019年冬に改定が予定されています。この改定の際には、ゴール16の達成のための日本政府の取り組みおよび指標に関して、日本国内の刑事施設の人権侵害への対応についても盛り込むよう求めていく必要があります。

(秋山映美 CPR ニュースレター 94号より)

監獄人権センターは、1995年、
刑務所や拘置所などに収容されている被収容者の人権状況の改善に取り組む団体として設立されました。
2002年にNPO法人格を取得しています。

監獄人権センターは、「生まれながらの犯罪者はいない」という理念に基づいて、活動しています。
ひとつの犯罪には、さまざまな要因や社会的背景があり、
犯罪者を社会から隔離し、排除するだけでは、問題は解決しません。
罪を犯した人のやり直しを助ける社会こそが、社会的弱者を貧困や自殺に追い込まない、
誰もが生きやすい社会につながると、私たちは信じています。

具体的な活動

■ 相談事業

監獄人権センターには、全国の刑務所、拘置所の被収容者から、毎日手紙がきます。その数は、年間1300通を超えます。生活の中で起きたトラブルや、不安についての相談、監獄人権センターで発行しているパンフレットの請求、などです。ボランティアのスタッフが、一通一通の手紙に対して、返事を書いています。

■ パンフレットの発行

監獄人権センターでは、被収容者が生活するうえで起こりやすいさまざまな問題について、主にパンフレットを通じてアドバイスを行っています。大勢の被収容者の生活を管理しなければならない刑務所、拘置所が、業務の効率化をするため、また、規律正しい生活を送らせるために行っている、さまざまな権利の制限が問題の原因となっていることが多いのが現状です。病気になっても医師の診察が受けられない。歯の治療ができない。文通や面会が自由にできない、といった問題が起きています。そのほか、出所が近くなったが、お金がないので社会に出た時にどうしたらいいかわからない、福祉の支援を受けたい、といった悩みに対する情報提供も行っていきます。

■ ニュースレターの発行

監獄人権センターでは、年に4回のペースで、ニュースレターを発行しています。設立当時から休むことなく、これまでに94号(2018年4月現在)を発行しています。ニュースレターは、監獄人権センターを支えて下さる会員の方々、刑務所、拘置所の獄中会員の方々にお送りしています。

■ 人権セミナーの開催

監獄人権センターでは、年に1~2回のペースで、専門家や刑事施設処遇の当事者などを講師に招いたセミナーを開催しています。テーマは、社会復帰、年金、仮釈放など、被収容者が必ず直面するさまざまな問題や、彼らをサポートする人たち、福祉関係者の方々と、情報を共有する場としても位置付けられています。

■ 国際人権活動

監獄人権センターの活動のなかでも、国連機関に対する情報提供は、日本の刑事施設の人権状況を世界に向けて発信する、重要な機会となっています。これまで、国連人権理事会、自由権規約委員会、拷問禁止委員会のNGOブリーフィングに参加し、委員に対して、情報提供を行っています。

■ 日本政府に対する政策提言

監獄人権センターでは、日本政府、特に法務省に対して、刑罰制度の改革、罪を犯した人の立ち直りや社会復帰などを実現するための政策提言を行っています。2015年に可決、成立した「矯正医官特例法案」では、海渡雄一代表が参議院法務委員会に参考人として招かれ、意見を述べました。私たちの活動についての詳しい情報は <http://www.cpr.jca.apc.org/> でご覧いただけます。

出前授業のご案内

この教材を利用し、監獄人権センターの専門家
スタッフ等が講師を務める出前授業も開催しています。
予算、対象者の年齢、
ファシリテーターの方の理解度に応じて、
授業内容のレベルをアレンジすることが可能です。
お気軽にご相談ください。

CrimeInfo について

CrimeInfoは、日本の死刑に関する統計資料、刑事司法の諸問題に取り組んだ論文・エッセイ集、死刑をめぐる映像ドキュメンタリーなどの情報提供を行うウェブサイトです。当ウェブサイトの情報を通じて、死刑制度を含む日本の刑事司法制度に対する理解を高め、市民社会による諸問題への取り組みを促進します。特定非営利活動法人CrimeInfoが運営しています。
<https://www.crimeinfo.jp/>

知らないから話し合おう！裁判員裁判・死刑制度

発行日:2018年7月10日

編集・発行：CrimeInfo / NPO 法人 監獄人権センター(Center for Prisoners' Rights)

協力：認定 NPO 法人 開発教育協会(DEAR)

デザイン：HITOTSU DESIGN / (有)椎野企画

助成：株式会社ラッシュジャパン「LUSH チャリティバンク助成」

/欧州委員会(EU)(EuropeAid/151285/DD/ACT/JP)

頒価：無料

教材等の著作権は、CrimeInfo・監獄人権センターに帰属します。
著作権法上の例外を除いて、教材等の全部または一部を無断で複製したり、
転載・引用することはできません。

